

平成 30 年度 大阪府介護サービス情報の報告及び情報公表事務
並びに調査事務に関する計画

1 趣旨

この計画は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の 2 第 1 項の介護サービス情報の報告に関する計画及び政令第 37 条の 11 第 1 項において読み替えて準用する政令第 37 条の 5 第 1 項の情報公表事務に関する計画並びに政令第 37 条の 5 第 1 項の調査事務に関する計画として定めるものである。

2 計画の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 介護サービス情報の報告及び情報公表事務に関する計画

(1) 計画の基準日

平成 30 年 1 月 1 日

(2) 報告の期間

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(3) 報告の対象となる介護サービス事業者

ア 報告の対象となる介護サービス事業者（以下「報告対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、大阪市又は堺市の区域に存する事業所を除く。

(ア) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、新規に指定又は許可を受け、介護サービス（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 第 1 項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）の提供を開始する事業者（以下「新規事業者」という。）

(イ) 計画の基準日前の 1 年間に提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（利用者負担を含む。）が 100 万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）。ただし、その金額が 100 万円以下であり、かつ、その旨を申告した特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供する事業者を除く。

イ 報告対象事業者が報告する介護サービス情報は、次のとおりとする。ただし、任意の報告を妨げない。

(ア) 新規事業者

省令別表第 1 の基本情報

(イ) 既存事業者

省令別表第 1 の基本情報及び省令別表第 2 の運営情報

(4) 報告の単位及び同一類型サービスの取扱い

ア 報告は、別表に掲げる介護サービスごとに行うものとする。ただし、指定介護予防サービ

ス及び指定地域密着型介護予防サービスについては、それぞれ人員基準上一体的とみなされる指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスと合わせて報告を行うものとする。

イ 一体的に運営している事業所（同一敷地内で複数運営している場合、道路を隔てた敷地で運営している場合等）において提供する介護サービスのうち別表の区分の番号を同じくするものについては、当該介護サービスごとの報告を合わせて一の報告とみなす。

(5) 大阪府指定情報公表センターの指定

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）

大阪府中央区中寺一丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター内

(6) 報告の方法及び情報公表手数料の納付等

ア 報告対象事業者は、介護サービス情報公表システムを通じて大阪府指定情報公表センターに必要な情報を報告するとともに、(4)に規定する報告の単位一単位につき2,000円（大阪府福祉行政事務手数料条例（平成12年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第4条の表27の項）を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により徴収事務を委託した府社協に納付するものとする。

イ 報告の方法、提出期限及び公表の時期その他必要な事項については、大阪府と大阪府指定情報公表センターが協議の上、定める。

4 調査事務に関する計画

(1) 調査を実施する場合

介護サービス事業者自らが法第115条の35第3項の規定による調査を希望する場合とする。ただし、新規事業者は原則として調査の対象としないものとする。

また、計画の期間における実施件数、募集期間、実施時期等は、大阪府が、予算状況等を勘案し定めるものとする。

(2) 調査を実施する項目

省令別表第2の運営情報とする。

(3) 調査を実施する者

大阪府指定調査機関に委託して実施するものとする。

（「介護サービス情報の公表」制度 大阪府指定機関一覧）

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/8279/00080128/chousa_kikan.pdf

(4) 調査手数料

調査を希望した介護サービス事業者は、3(4)に規定する報告の単位一単位につき25,000円（条例第4条の表27の項）を、大阪府に納付するものとする。

(5) その他

(1)から(4)までの規定にかかわらず、報告内容に疑義がある場合等必要があると認める場合には、大阪府が自ら調査を実施することがある。

【別表】

区分	介護サービス
1	訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	訪問入浴介護（予防を含む）
3	訪問看護（予防を含む）、指定療養通所介護
4	訪問リハビリテーション（予防を含む）
5	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（予防を含む）、指定療養通所介護
6	通所リハビリテーション（予防を含む）、指定療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））（予防を含む）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	福祉用具貸与（予防を含む）、特定福祉用具販売（予防を含む）
11	小規模多機能型居宅介護（予防を含む）、看護小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
13	居宅介護支援
14	介護老人福祉施設、短期入所生活介護（予防を含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
16	介護療養型医療施設、短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）（予防を含む）